

公共工事（調査・設計を含む。）の品質確保・更なる向上を目的として、岐阜県内の公共工事発注者（以下「発注者」という。）が公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号）第22条の規定に基づき、発注者が発注関係事務を適正に実施することができる者を活用しようとする場合の、公共工事の発注関係事務を適切かつ公平に行うことができる者（公共工事発注者支援機関）の認定希望者を募集する。

令和8年10月23日

岐 阜 県 知 事 江 崎 禎 英

1 募集期間及び受付時間

令和8年10月23日（金）14時から令和8年11月18日（水）16時まで

2 提出書類

岐阜県都市建築部公共建築課ホームページに掲載の「公共工事発注者支援機関（建築）認定に係る公募及び認定要項」及び「公共工事発注者支援機関（建築）評価資料作成要領」による。

3 提出先

岐阜県 都市建築部 公共建築課 建築計画係 あて

提出先メールアドレス：c11660@pref.gifu.lg.jp

（〒500-8570 岐阜県藪田南2-1-1 岐阜県庁11階）

4 提出部数及び提出方法

申請者は申請書式（申請書、様式1～5のオリジナルファイル）および添付書類（添付書類①～⑤のPDF）を、メール送信してください。なお、受付期間を超過した申請についてはお受けできません。

5 募集条件

(1) 募集要件（建築）

支援機関の評価要件は、次のア～ウとする。

ア 発注関係事務を適正に行うことができる知識経験の有無

- (ア) 国又は地方公共団体が実施する全ての発注関係事務（評価対象事務^{※1}）の業務実績があること。
- (イ) 中部地方整備局における建設コンサルタント業務に係る令和7・8年度の一般競争（指名競争）参加資格または、中部ブロック^{※2}の各県、政令市のいずれかの建設コンサルタント業務に係る対象年度の指名競争参加資格等を有している者、もしくはそれと同等の者（以下、「建設コンサルタント会社等」という）。
- (ウ) 組織に所属する発注関係事務経験者^{※3}が5名以上在籍していること。
- (エ) 発注関係事務に必要な資格保有者^{※4}が1名以上在籍していること。

※1：評価対象事務とは、発注関係事務（積算、監督・検査、工事成績評定、技術提案の審査等をいう。）のうち、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成18年法律第51号。以下「市場化テスト法」という。）の令和3年度までの対象業務、及び、令和4年度以降の同様

業務以外の事務をいう。

※２：中部ブロックとは、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県とする。

※３：経験者とは、以下の a 又は b 及び c 又は d の経験を有する者をいう。

- a 公共工事発注機関^{※※１}で、発注関係事務に指導的立場^{※※２}で５年以上の経験。
- b 建設コンサルタント等^{※※３}で、公共工事の設計業務、積算業務、監督業務、検査業務又は総合評価落札方式に係る技術審査業務の管理技術者の経験を５年以上。
- c 公共工事発注機関で、総合評価落札方式に係る審査業務に指導的立場で２年以上の経験。
- d 建設コンサルタント等で、公共工事における総合評価落札方式に係る技術審査業務の管理技術者として２年以上の経験。

※※１：公共工事の発注機関とは、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第２条第２項」に規定する者並びに日本下水道事業団、地方道路公社法に基づく地方道路公社、地方住宅供給公社法に基づく地方住宅供給公社及び公有地の拡大の推進に関する法律に基づく土地開発公社をいう。

※※２：指導的立場とは、公共工事の発注機関において当該事務を管理及び統括する立場をいう。（例 発注機関の本庁・本局の課長補佐以上、出先機関の課長以上）

※※３：建設コンサルタント等とは、公共工事の発注機関から建設コンサルタント業務等の業務実績のある法人をいう。

※４：発注関係事務に必要な資格保有者とは、以下のいずれかの資格を有する者をいう。

- ・一級建築士
- ・建築設備士
- ・電気主任技術者
- ・１級建築施工管理技士
- ・１級電気工事施工管理技士
- ・１級管工事施工管理技士
- ・公共建築工事品質確保技術者（Ⅰ）または、公共建築工事品質確保技術者（Ⅱ）

イ 法令の遵守及び秘密の保持を確保できる体制

(7) 法令の遵守を確保できる体制

- a 予算決算及び会計令第70条及び第71条に該当する者でないこと。
- b 市場化テスト法第10条の各号に該当する者でないこと。

(4) 秘密の保持を確保できる体制

- a 法令の遵守及び高度な守秘義務の確保について、厳格な社内規定を設けていること。（守秘義務に関するコンプライアンスを社内的に定めていること。）

ウ その他発注関係事務を公正に行うことができる条件を備えた者

- (7) 支援機関の認定を受けた期間中は、原則、中部ブロックの地方公共団体等が発注する「関連工事・業務※」の競争入札への参加を行わない者であること。

※関連工事・業務とは、支援地方公共団体が発注する全ての工事、及び市場化テスト法が令和３年度まで対象としている発注者支援業務、及び、令和４年度以降の同様業務等以外の業務をいう。

- (i) 支援機関としての評価を申請する組織の代表権を有する役員は、他の組織※と資本及び人的関係がないこと。

※他の組織とは、申請者以外の評価要件アの(i)を満たす、建設業者、建設コンサルタント会社及びその他の法人等をいう。

- (h) 中部ブロック内に本店が所在すること。

- (e) 「積算業務」と「技術審査・評価業務」の分離体制が確保できること。

(2) 適用業務

評価対象事務及び発注関係事務と評価区分の関係は以下のとおりとする。

評価区分※	発注関係事務（品確法第７条）	評価対象事務
積 算	- 公共工事等の仕様書及び設計書の作成 - 予定価格の作成	左記のうち、市場化テスト法の令和３年度までの対象業務、及び、令和４年度以降の同様業務以外の事務。
監督・検査	- 工事等の監督及び検査 - 工事等の実施中及び完成時の施工状況又は調査等の確認及び評価	
工事成績評定	工事が完成（一部完成を含む）した時の施工状況、目的物の品質等の評価	
技術提案の審査	- 入札・契約方法の選択 - 契約の相手方決定	

※それぞれの評価区分には、関連する提案（素案作成等）、資料作成等の事務を含む。

6 支援機関の認定

支援機関は、「品質確保に関する推進協議会（以下「協議会」という。）」が評価することにより認定する。なお、支援機関の認定期間は評価の翌日より３年後の年度末とし、継続する場合は再度評価を必要とする。

認定期間内に組織体制の大幅な変更等が生じ、「継続して円滑に発注関係事務を遂行することが困難」と判断される場合は、認定を取り消す場合がある。

7 認定までの評価手続き

岐阜県は応募書類等受理後、書類の審査を行い推薦の適否を判断し、適切と認められる場合は協議会に推薦する。適切と認められない場合は推薦しない旨を通知する。

協議会は推薦を受けた認定候補機関を、評価要件を用いて評価し、適切と認められる場合は、発注者支援機関として認定する。審査結果については協議会より通知する。